

(仮称) 板橋区交通政策基本計画の策定体制・スケジュール

1 検討・策定体制の考え方

交通に関する問題や課題を解決していくためには、国・東京都・区などの行政機関や交通関係事業者だけで対処できるものでもなく、交通を日常的に利用する区民の皆さんを含めた社会全体で取り組む必要があります。

したがって、交通政策基本計画の検討や策定を行うにあたりましては、区民の皆さん、交通関係事業者、行政機関の3者が、それぞれの役割を認識し、連携・協働していくことが重要であると考えております。

2 検討・策定体制について

(1) 板橋区交通政策基本計画策定委員会について

板橋区交通政策基本政策策定委員会設置要綱（参考1）に基づき設置します。

学識経験者、区民代表、鉄道事業者、自動車運送事業者、交通管理者、国土交通省職員、東京都職員、板橋区議会議員、区職員で構成します。

（仮称）板橋区交通政策基本計画の策定にあたり、まちづくり、子育て、産業振興・地域経済の活性化、観光振興、福祉、環境等の幅広い視点から意見・助言を取りまとめ、計画案等の決定を行っていきます。

(2) 板橋区交通政策基本計画策定委員会庁内検討会について

板橋区交通政策基本計画策定委員会設置要綱（参考1）第8条に基づき設置します。

庁内検討会は、都市整備部長及び関係所属課長で構成します。

現状の課題や施策について検討し、（仮称）板橋区交通政策基本計画の策定に向けて、調査・検討を行っていきます。

(3) 板橋区交通政策基本計画策定委員会ワーキンググループについて

板橋区交通政策基本計画策定委員会設置要領（参考2）第6条に基づき設置します。

ワーキンググループは、都市計画課長及び関係所属係長で構成します。

現状の課題や施策について検討し、庁内検討会の円滑な実施に向けて、調査・調整を行っていきます。

(4) その他の検討体制（板橋区交通政策基本計画策定委員会専門部会）

板橋区交通政策基本計画策定委員会設置要綱(参考1)第7条に基づき設置します。
専門部会は、会長が指名した学識経験者その他の者で構成します。

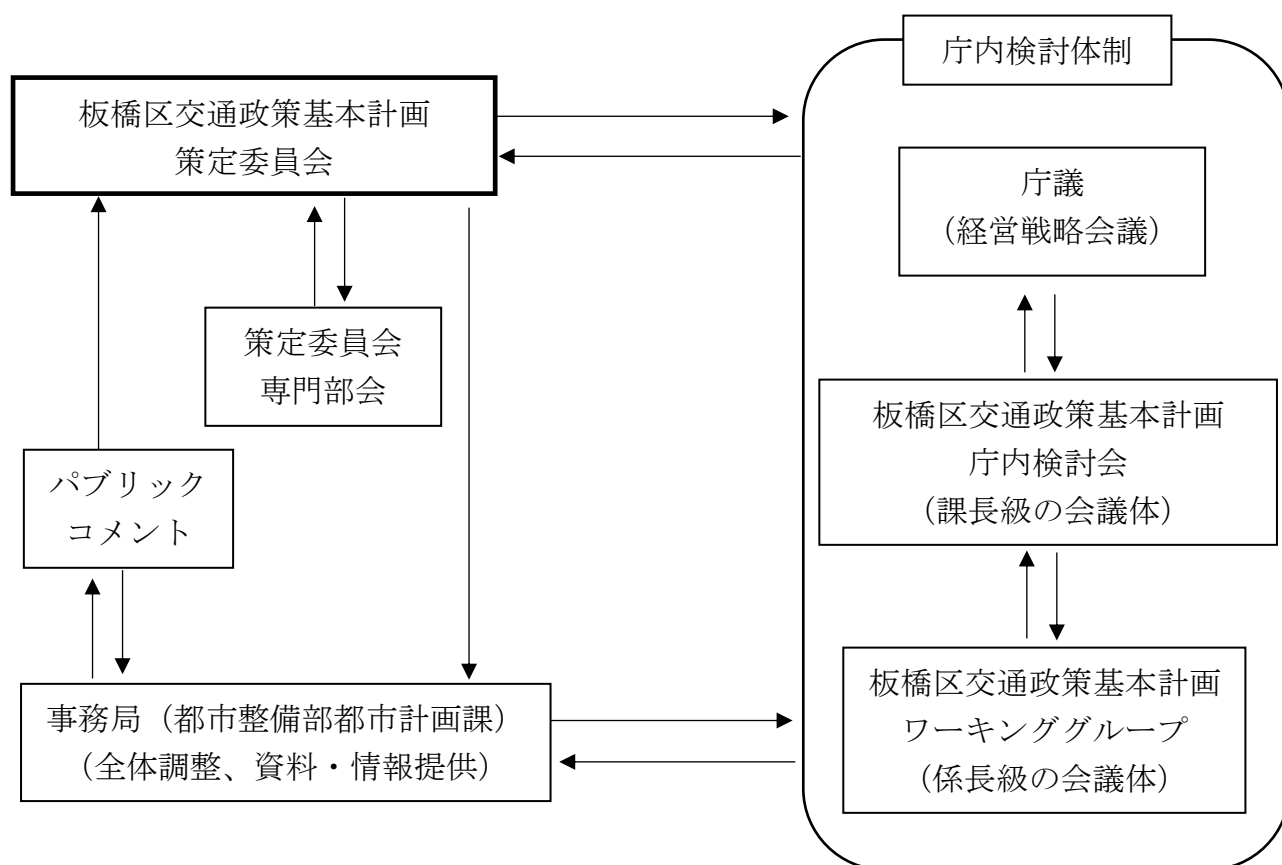
板橋区交通政策基本計画策定委員会の下部組織で、(仮称)板橋区交通政策基本計画の策定にあたり、都市計画、交通政策、鉄道事業、自動車運送事業等に係る専門的な意見・助言を取りまとめ、計画案等の決定に向けて、調査・検討を行っていきます。

(5) パブリックコメントの実施

区の規程に基づき、事前に計画案を公表し、期間を定めて区民等からの意見を受け付けます。

(6) 策定体制

(仮称) 板橋区交通政策基本計画の策定体制図



3 策定スケジュール

(仮称) 板橋区交通政策基本計画の策定スケジュール (1年目・平成30年度)

項目	H30 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H31 1月	2月	3月	(次頁) 4月
策定委員会				7/30● 発足会議					●12/4 課題の確認 骨子案の検討			3/28● 骨子案のまとめ	
策定委員会 (専門部会)									● 個別課題検討		● 個別課題検討		
工程		← 基礎的検討 (データ分析・整理) →					← アンケート集計・分析 →					← 素案の検討 →	
					← アンケート実施 →				← 骨子案の検討 →				

「骨子」：計画の骨組みとなる要点をまとめたもの。

「素案」：骨子をもとに区の考え方を大まかにまとめたもの。

「案」：計画として区の考え方をまとめたもの。

(仮称)板橋区交通政策基本計画の策定スケジュール(2年目・平成31年度)

項目	H31 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H32 1月	2月	3月	4月
策定委員会			● 案の検討			● 案のまとめ			● 案の決定				
策定委員会 (専門部会)	● 具体の 取組み検討		● 具体の 取組み検討		● 案のまとめ								
工程	← 案の検討・作成 → ●					← パブリック コメント等 →			← 構成・レイアウト調整 →				

「骨子」：計画の骨組みとなる要点をまとめたもの。

「素案」：骨子をもとに区の間考え方を大まかにまとめたもの。

「案」：計画として区の間考え方をまとめたもの。